

# 船舶事故調査報告書

平成23年1月27日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 横山 鐵 男（部会長）  
委員 山本 哲 也  
委員 根本 美 奈

事故種類	衝突
発生日時	平成22年10月31日（日） 15時20分ごろ
発生場所	香川県丸亀市手島北西方沖 小手島港4号防波堤灯台から真方位355° 2.2海里付近 (概位 北緯34° 24.8′ 東経133° 39.0′)
事故調査の経過	平成22年11月1日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 遊漁船 ファースト <sup>スリー</sup> Ⅲ、5トン未満 235-29701岡山、個人所有 9.47m (Lr) × 2.66m × 0.81m、FRP ディーゼル機関、147kW、平成5年4月 B モーターボート 正洋丸 <sup>せいよう</sup> 、5トン未満 271-18832岡山、個人所有 5.23m (Lr) × 1.69m × 0.44m、FRP ディーゼル機関、29kW、昭和61年8月
乗組員等に関する情報	A 船長 男性 35歳 二級小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成20年9月16日 免許証交付日 平成21年7月1日 (平成26年6月30日まで有効) B 船長 男性 59歳 二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成4年3月27日 免許証交付日 平成19年3月16日 (平成24年5月26日まで有効)
死傷者等	A なし B 負傷 2人（船長、同乗者）
損傷	A 船首部船底のキールに擦過傷、左舷船首外板に亀裂 B 船尾ブルワークから右舷側甲板にかけて破損
事故の経過	A船は、船長Aほか釣り客6人が乗船し、手島北西方沖及び岡山県北木島 <sup>きたぎ</sup> 南方沖で遊漁を終えて北木島南方沖を発進し、船長Aが操舵室の右舷側で椅子に座って手動操舵を行い、手島高ノ越鼻沖約500mに向く北東の針路とし、約17ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で航行したが、A船の船首が浮上し、船長Aが椅子に座った姿勢では、船首方に死角

	<p>(以下「船首死角」という。)が生じ、水平線を見通すことができない状態であった。</p> <p>船長Aは、右舷船首約3,000mの高ノ越鼻北方沖に約10隻の釣り船(以下「本件釣り船群」という。)を視認したが、高ノ越鼻を十分に隔てて通過する針路としていたので、前路には他船はいないものと思い、立って見張りを行ったり、船首を左右に振るなどして船首死角を補う適切な見張りを行わず、また、レーダーを装備していたが、使用していなかった。</p> <p>船長Aは、平成22年10月31日15時20分ごろ、船体に衝撃を感じたので、スロットルレバーを中立として停止し、反転して衝突したB船の近くまで戻り、負傷者の有無を確認したのち、携帯電話で海上保安部に事故の発生を連絡した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗船し、手島南方沖及び高ノ越鼻北方沖の釣り場で漂泊して太刀魚<sup>たちうお</sup>釣りを行った。</p> <p>B船は、高ノ越鼻北方沖において、本件釣り船群の北端で船首を南に向けて漂泊し、船長Bが操舵室の後方で右舷船尾方(北東方)を向いて座って釣りをを行い、同乗者も釣りを行っていた。</p> <p>船長Bは、付近を航行する船舶はいないものと思っていた。</p> <p>船長Bは、衝突の約2～3秒前、後方から他船の機関音が聞こえたので振り向いたところ、至近にA船を視認し、スロットルレバーを全速力前進に入れたが、左舵がとられた状態であったのでB船が左に回頭し、B船の船尾中央部にA船が衝突し、A船がB船の右舷中央部に向けて斜めに乗り切った。</p>								
<p>気象・海象</p>	<p>気象：天気 雨、風向 北、風速 約1.5m/s、視程 約5km  海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期、潮流 微弱な南西流</p>								
<p>その他の事項</p>	<p>A船は、約17knの速力で航行すると、船首が浮上して船首死角が生じ、操舵室で立てば水平線が見えるが、座った姿勢では水平線が見えない状態となるので、船長Aは、いつもは船首を左右に振るか又は立って身体を左右に動かして船首死角を補う見張りをしていた。</p> <p>A船の釣り客は、船室と船尾甲板にいたので、B船に気付かなかった。</p> <p>B船は、汽笛等は装備していなかった。</p> <p>船長B及び同乗者は、カップを着用し、フードをかぶっていたので視界が制限され、音も聞こえにくい状態であり、同乗者もA船の接近に気付かなかった。</p> <p>船長A及び釣り客6人は、全員救命胴衣を着用していた。また、船長Bは、救命胴衣を着用していたが、同乗者は、着用していなかった。</p> <p>本事故当日、手島北方沖の釣り船は、午前中は100隻を超えていたが、午後からは徐々に減って15時ごろには10数隻であった。</p>								
<p>分析</p>	<table border="0"> <tr> <td data-bbox="515 1742 813 1792">乗組員等の関与</td> <td data-bbox="813 1742 1457 1792">あり</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1792 813 1841">船体・機関等の関与</td> <td data-bbox="813 1792 1457 1841">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1841 813 1890">気象・海象の関与</td> <td data-bbox="813 1841 1457 1890">なし</td> </tr> <tr> <td data-bbox="515 1890 813 2045">判明した事項の解析</td> <td data-bbox="813 1890 1457 2045"> <p>A船は、手島高ノ越鼻北方沖において北東進中、船長Aが、A船の前路に他船がいらないものと思い込み、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付</p> </td> </tr> </table>	乗組員等の関与	あり	船体・機関等の関与	なし	気象・海象の関与	なし	判明した事項の解析	<p>A船は、手島高ノ越鼻北方沖において北東進中、船長Aが、A船の前路に他船がいらないものと思い込み、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付</p>
乗組員等の関与	あり								
船体・機関等の関与	なし								
気象・海象の関与	なし								
判明した事項の解析	<p>A船は、手島高ノ越鼻北方沖において北東進中、船長Aが、A船の前路に他船がいらないものと思い込み、船首死角を補う適切な見張りを行っていなかったことから、前路で漂泊中のB船に気付</p>								

		<p>かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、手島高ノ越鼻北方沖において漂流中、船長Bが、付近を航行する船舶はいないものと思ひ込み、釣りに意識を集中して周囲の見張りを行っていなかったことから、接近するA船に気付かず、A船と衝突したものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、手島高ノ越鼻北方沖において、A船が北東進中、B船が漂流中、船長Aが、船首死角を補う適切な見張りを行わず、B船に向けて航行し、また、船長Bが、周囲の見張りを行わなかったため、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	